

令和4年2月10日

保護者の皆様へ

愛知県立半田特別支援学校長

まん延防止等重点措置の延長を受けて

この度、政府は13都県に適用していた「まん延防止等重点措置」の期間を延長する方針を決定しました。これにより、愛知県の「まん延防止等重点措置」の適用期間の終わりが2月13日（日）から3月6日（日）まで3週間延長されます。愛知県においては、新規感染者数が2月8日で6,218人を記録し、病床使用率は60%に迫る勢いです。

感染拡大の防止に向けて、引き続き「3密の回避」「手洗いの徹底」「咳エチケット」など、新しい生活様式に基づく行動の徹底をお願いします。本校においては、愛知県教育委員会からの通知に基づき以下のように教育活動を進めます。御理解と御協力をよろしくお願いします。

1 学校運営の基本方針

感染拡大の防止に向け、一層警戒度を高めて必要な対策を行いながら、学校教育活動を継続していく。

2 具体的な対応

(1) 学校生活全般における対応

- ア 給食前に検温を行い、健康観察を徹底する。
- イ 「3密と大声の回避」「こまめな手洗い」「咳エチケット」を徹底するよう指導する。
- ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、寒さで健康被害が生じないように衣服で調節をする。
- エ 給食については、会話をしないで食べ、食後は速やかにマスクを着用するよう指導する。
- オ 食後の歯磨き指導は、児童生徒の実態に応じて適切に対応する。飛沫飛散防止の観点から仕上げ磨きは行わない。
- カ 感染リスクの高い学習活動（調理実習、合唱、合奏、共同制作活動、接触を伴う運動等）については、これを中止する。

(2) 校外行事への対応

行先の感染状況を確認し、活動内容を吟味し、慎重に判断する。

(3) 部活動の対応

まん延防止等重点措置が解除されるまでの間、活動を休止する。

(4) その他

- ア 感染することが不安であるため、学校を休ませたいと保護者様から相談を受けた場合は、欠席扱いとしないなど柔軟に対応します。
- イ 発熱や風邪症状で早引きした場合は、早引きにかかる症状が消失してから24時間経過した後に登校していただく。欠席の場合も同様とします。
- ウ 御家族に発熱や風邪症状のある方がいる場合は、登校を控えていただく。
- エ 学校から「濃厚接触者」であるとの連絡が入った場合は、指定された日まで（陽性者との最終接触日の翌日から7日間）自宅にて健康観察を行っていただく。

以上、御不明な点があれば、お気軽に御相談ください。（感染が疑われる場合は、速やかに学校へ御連絡ください。☎0569-27-7061 時間外☎080-5139-7061）